平成30年度 第6回香取市農業委員会総会議事録

平成30年9月5日

9月5日(水) 香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を 香取市役所 5 階大会議室に招集した。

日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見 について

日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について

日程第7 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	松	枝	和	夫	2番	越	Ш	定	勝
3番	富	澤	克	彦	4番	寺	島	美	幸
5番	飯	森		孝	6番	片	野	壽	夫
7番	海老	芒 澤		武	8番	髙	松	多三	可 史
9番	鵜	澤	幹	司	10番	林		藤	江
11番	菅	谷	樹	雄	12番	内	山	勝	己
13番	篠	塚	正	悟	14番	髙	木	甚	_
15番	伊	藤	はっ) 子	16番	髙	木	重	樹
17番	伊	藤		寛	18番	栗	林	利	男
19番	大	堀		潔					

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

 事務局長 藤 崎 弘 之
 管理班長 髙 岡 晃

 農地班長 林 光 夫 主 査 滑 川 典 文

主 査 髙 橋 亮太郎

開会 午後 2時58分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、19名です。

したがいまして、委員全員が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成30年度第6回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、6番 片野壽夫委員、19番 大堀 潔委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第7 報告第1号を提案申し上げます。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成 30年9月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは1ページから6ページで、整理番号は1番から6番までです。

整理番号1番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号2番、3番および5番は、それぞれ親族間による使用貸借権の設定です。

整理番号4番は、譲渡人が農業経営の規模縮小のため、譲受人が売買により所有権移転を 受けるものです。

整理番号6番は、譲渡人が農業経営廃止のため、譲受人が贈与により所有権移転を受けるものです。

以上、6件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいします。

第2班 班長 林 藤江委員。

10番林委員 去る、8月28日、火曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第 2班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は6件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部 効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権 利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがいまして、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、農地所有適格法人である譲受人が農業経営の安定化を図るため、従業員でもある譲渡人の所有する農地を取得するものであり譲渡人と協議が整ったため売買を行おうと

するものです。

これまでの営農状況から所有権移転後は、良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号2番について、6番 片野委員。
- 6番片野委員 整理番号2番について、香取推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、祖父が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者である孫に使用貸借権の設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断をいたします。 以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号3番について、8番 髙松委員。
- 8番髙松委員 整理番号3番について、ご説明申し上げます。

山田推進委員と電話連絡にて報告しました。

山田推進委員と同じ地区なものですから報告で済ませております。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、子に使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断をいたします。 以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号4番について、13番 篠塚委員。
- 13番篠塚委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は高齢で体調不良により農作業ができないため隣接農地所有者である譲受人に売却をするものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上事務局より 意見書の代読をお願いします。

事務局では、代読いたします。

整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、子に使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断をいたします。 以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号6番について、18番 栗林委員。
- 18番栗林委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続で取得したものの本申請地一筆しか所有しておらず、農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり親戚でもある譲受人は自作地に近接していることから、贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われるものと思われます。したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する 意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出 があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成30年9月5提出、香取市 農業委員会会長 伊藤 寛。 議案の概要を説明します。

ページは7ページおよび8ページで、整理番号は1番から4番までです。

整理番号1番は、山砂採取事業の期間延長に伴う山砂採取搬出路用地の一時転用期間延長の申請です。

整理番号2番は、農地の一部利用から全部利用に計画変更するものです。

整理番号3番は、譲受人の変更に伴う計画変更です。

整理番号4番は、当初計画の経費増加に伴い計画変更するものです。

以上、4件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 林 藤江委員。

10番林委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、4件であります。

整理番号1番から4番について、書類で審査した結果、申請の用途に供することの確実性 については問題ないとの意見でした。

したがって、議案第2号については、農地法第5条計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

本宮推進委員には報告してあります。

譲受人は、市内に本店のある砂利などの採取事業を営む法人です。

申請地は、平成30年12月31日までの一時転用期間の許可を受けておりますが、砂利採取事業の継続により、一時転用期間を1年間延長するものです。

なお、申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。 以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

まず、場所ですが○○○○○を○○方面に向かいまして○キロほど行きますと、右手に○○○○○があるんですがその反対側、左手に入って○○メートルほど行った所にあります。

事業計画者は、申請地の一部について、平成30年6月に太陽光発電施設用地として転用許可を受けておりますが、許可後、施設の保守点検、管理用の資材置場を確保する必要が生じため、一部利用より全部利用とする計画変更をするものです。

なお、申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。 以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号3番について、13番 篠塚委員。
- 13番篠塚委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、香取の〇〇〇〇〇〇〇〇〇より右折しまして、〇〇メートル先をさらに右折します。そして、坂があるんですがそこを〇〇メートル位上がった所をさらに右折して〇〇メートル位行った右側でございます。

この申請は、当初の事業計画者が平成29年10月に太陽光発電施設用地としての転用許可を受けておりますが、許可後、地主より権利内容変更の申し出を受けたため承継をするものです。

なお、申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。 以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読させていただきます。

整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇を〇〇から〇〇方面へ向かい〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇のある〇〇〇を左折し、そこから道なりに〇〇一トルほど進んだ右側の道路脇になります。

この申請は、当初の事業計画者が平成19年に貸家住宅用地としての転用許可を受けておりますが、許可後事業経費の増額により資金調達が困難となったため、共同住宅へと計画変更するものです。

なお、申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。 以上、調査報告を終わります。 議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下 記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る 意見について審議を求める。平成30年9月5提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは9ページで、整理番号は1番から3番です。

整理番号1番から3番について、転用目的は専用住宅用地です。

申請地の農地区分は第1種農地でありますが不許可例外事由 I の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

以上、3件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 林 藤江委員。

10番林委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は3件であります。

整理番号1番から3番について、書類および写真で審査した結果、申請の用途に供するこ

との確実性については問題ないとの意見であり、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論 に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号1番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し 上げます。

○○○を左に見て、その先の○○を右折し直進しますと左側に○○○○○があります。 その少し先○○○にかかる橋を渡り左手になります。

この申請は、現在借家住まいである長男家族に無償で利用してもらうため、申請人が専用 住宅を建築する計画をしたものです。

申請地は、埋立等は行わず整地し、用水は市営上水道を利用、雨水は敷地内集水桝より、 既設の側溝へ放流、汚水・雑排水は合併浄化槽により処理後、既設の側溝へ放流します。

また、隣接農地には、コンクリートブロックを設けることで、土砂流出の防止を図ります。 資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第4条第1項の要件 を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号2番について、13番 篠塚委員。
- 13番篠塚委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所の説明ですが、○○○○○○○○方面より○○○方面へ向かいまして、途中に○○○○○があります。そこから○○メートル位行った左側でございます。

申請人は、現在の住居が杉林に隣接しており十分な日照を得られず劣悪な環境となっています。また、震災の影響による壁のひび割れなどの安全性への懸念もあり専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では埋立て等は行わず整地し、用水は井戸水を利用、雨水は浸透桝による敷地内浸透処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽により処理後、蒸発拡散装置により敷地内処理とします。

また、隣接農地には、L型擁壁、フェンスを設けることで土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第4条第1項の要件 を満たしており、特に問題ないものと考えます。 以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、○○○○○○を○○から○○方面へ向かい、○○○○○○○○と○○○○

○○○のある○○○を左折し、そこから道なりに○キロほど進んだ左側道路脇になります。

申請人は、現在の住居の西側に高低差約20メートルの崖が近接しており、近年の大雨による土砂災害の恐れがあるため、専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では盛り土をし、用水は市営上水道を利用、雨水は浸透桝による敷地内浸透処理と し、汚水・雑排水は集落排水に放流します。

また、隣接農地には、L型擁壁、フェンスを設けることで土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第4条第1項の要件 を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下

記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る 意見について審議を求める。平成30年9月5提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは10ページから16ページで、整理番号は1番から18番です。

整理番号1番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地に 該当します。

整理番号2番、転用目的は資材置場用地、権利の内容は所有権移転、申請地の農地区分は 第2種農地に該当します。

整理番号3番、転用目的は貸駐車場用地、権利の内容は所有権移転、申請地の農地区分は 第2種農地に該当します。

整理番号4番、5番および6番は同一事業であります。転用目的は貸店舗用地、権利の内容は賃借権設定です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域のため第3種農地です。

整理番号7番から12番は同一事業です。転用目的は資材置場用地、権利の内容は賃借権設定です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種低層住居専用地域のため第3種農地です。

整理番号 13 番および 14 番は同一事業であります。転用目的は太陽光発電施設用地、権利の内容は整理番号 13 番が所有権移転、14 番が賃借権設定です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

整理番号 15 番、転用目的は太陽光発電施設用地です。権利の内容は所有権移転、申請地の 農地区分は第 2 種農地に該当します。

整理番号 16 番および 17 番は同一事業であります。転用目的は太陽光発電施設用地とそれに伴う進入路用地です。権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

整理番号 18番、転用目的は専用住宅用地、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は第1種農地でありますが、不許可例外事由 I に該当します。

以上、18件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 林 藤江委員。

10番林委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は18件であります。

このうち、同一事業である整理番号4番から6番の案件、7番から12番の案件、13番および14番の案件、以上の3案件については現地調査を行い、その他の案件については、書類および写真により審査を行いました。

最初に、書類および写真で審査した案件については、農地法第5条許可申請の要件を満た しているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当 の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

次に、現地調査案件については、調査の結果から他の農地に被害を及ぼす影響もなく、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の前から〇〇〇〇〇方面に行きまして、〇〇〇〇〇の前の〇〇を左折いたしまして、〇〇〇方面に行って〇〇〇〇の前から〇〇メートル位行った右を右折しまして〇〇メートル行った所が現地でございます。

譲受人は地元の住民ですが、長い間耕作放棄状態であった申請地を有効活用し安定収入を 得るため、太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地では埋立て等は行わず整地します。

また、用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、隣接農地との高低差がないため、土砂流出の影響は軽微であると考えられます。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件 を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○方面へ向かい、およそ○○メートル先右側になります。

譲受人は、〇〇〇に本店のある太陽光発電関連事業などを営む法人ですが、隣接地に太陽 光発電施設を設置することに伴い、必要となる管理用等の資材置場を確保する計画をしたも のです。

申請地では、埋立て等は行わず整地します。

また、用水の利用なく、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、隣接農地にはフェンスを設けることで土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件 の満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号3番について、5番 飯森委員。
- 5番飯森委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

なお、この件に関しましては髙木推進委員と電話で確認を取り合っております。

場所については、○○○○○より○○○○○に向かい○○○○○○○○○下の○ ○の所を右折し、○○○○の駐車場に行くその手前です。

また、申請地の地積については、公簿では 321 ㎡となっておりますが、実測では 84.69 ㎡ となります。

譲受人は、市内に本店のある宅地建物取引業を営む法人ですが、近隣住民等からの要望もあり、申請地を有効活用し安定収入を得るため、貸駐車場の整備をする計画をしたものです。

申請地は整地し、砕石敷きとします。

また、用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、隣接農地はありません。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件 を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番から12番の9件について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号4番から6番につきましては、坂本推進委員と調査した結果をご説 明申し上げます。

場所ですが、○○○を左に見てその先の○○を右折し直進しますと右側に○○○○○○○○○○○があり、その手前向かって右隣りとなります。

申請地では、埋立て等は行わず整地します。

また、用水は市営上水道を利用し、雨水は雨水浸透桝を設けオーバーフローについては市 側溝へ放流し、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。

なお、隣接農地にはブロックを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件 を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

整理番号7番から12番につきまして、坂本推進委員と現地調査を行った結果を説明申し上げます。

○○○○○を○○に向かい○○○○の○○の先に○○○○があり、その左下側になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に本店のある土木事業、一般および産業廃棄分処理事業のなどを 営む法人ですが、現在東京・埼玉方面に展開している事業を近年の再生砕石などのリサイク ル製品の需要の高まりを受け、千葉県北東部方面にも販路を拡大するため、〇〇〇〇にあり、 交通の便もよい申請地に資材置場を確保する計画をしたものです。

申請地では、土砂等による埋立てを行い、砂利敷きとします。

また、用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、隣接農地には上部に小堰堤を設けた安定勾配による種子吹き付けの法面により、土 砂流出の防止を図ります。

近隣の〇〇地区に対する回覧文書での周知による意見も特になく、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号13番、14番の2件について、9番 鵜澤委員。
- 9番鵜澤委員 整理番号 13番、14番につきましては、関連案件でございますので、一括して、 小倉推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

譲受人は、地元の住民ですが休耕状態であった親族の所有地である申請地を有効活用し、 安定収入を得るため太陽光発電設備を設置する計画をしたものであります。

申請地では埋立て等は行わず整地します。

また、用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、隣接農地にはフェンスを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件 を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号15番について、13番 篠塚委員。
- 13番篠塚委員 整理番号15番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。 場所ですが、先ほどご説明いたしました整理番号3番と同じ場所でございます。

譲受人は、○○に本店のある太陽光発電関連事業を営む法人でありますが、申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地では埋立て等を行わず整地します。

また、用水の利用はなく、雨水は敷地内浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。なお、隣接農地はなく、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 16 番、17 番の 2 件については、私の案件であるので、議事進行の都合 上、事務局より意見書の代読をお願いします。

地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

事務局 代読いたします。

整理番号16番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、○○○○○○を○○から○○方面へ向かい、○○○○○○○○○を少し過ぎた所を右折し、○○メートルほど進んだ左側に少し入った所になります。

譲受人は、現在○○○在住ですが、市内の不動産会社の仲介により、申請地を有効活用し 安定収入を得るため、太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等は行わず整地します。

また、用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、隣接農地とは高低差がないため土砂流出の影響は軽微であると考えられます。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件 を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続きまして、整理番号17番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、整理番号16番の隣接地となります。

譲受人は、隣接地に太陽光発電施設を設置する計画をしており、この施設へ入るための進入路を確保する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等は行わず整地します。

また、用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、隣接農地とは高低差がないため、土砂流出の影響は軽微であると考えられます。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件 を満たしており特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号 18番について、19番 大堀委員。
- 19番大堀委員 整理番号18番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、○○○○○の前を通って○メートル位行った左側でございます。

譲受人は、現在寮で暮らしておりますが、手狭となったために専用住宅を建築する計画を したものでございます。

申請地は、埋立て等は行わず整地し、用水は市営上水道を利用、雨水は敷地内浸透処理とし、汚水・雑排水は集落排水へ放流します。

また、隣接農地には、コンクリートブロックを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件 を満たしており特に問題ないと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。 平成30年9月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成30年度第6次農用地利用集積計画は、整理番号1番から35番で、ページは17ページから32ページです。

賃借権設定の新規が21件、126,919㎡で、すべて田です。

再設定は4件、29,369.3 ㎡で、すべて田です。

次に、農地中間管理機構分について、

使用貸借権設定の新規3件、田が6,815 ㎡、畑が7,645 ㎡です。

再設定は7件、田が44,039 m²、畑が10,927 m²です。

以上35件の第6次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成30年9月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。 議案の概要を説明します。

ページは33ページから38ページで、整理番号1番から7番です。

使用貸借権設定の新規3件、田が6,815 ㎡、畑が7,645 ㎡です。

賃借権設定の新規4件、田が44,039 m²、畑が10,927 m²です。

以上、7件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 議案第6号については、農業委員会等の関する法律第31条の規定に基づく議事参与 の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第6号 整理番号4番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、整理番号4番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号4番については、原案のとおり決定いたします。

○番○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く6件について、審議します。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く6件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く6件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知 について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農 用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成30年9月5日提出、香取 市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は1件です。

以上です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対 しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時58分

上記の会議の顚末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人